

(3) 係業界の巡回指導
(4) 自主検査の実施等による自主管理の啓蒙
(4) 指導員支所研修の実施
三、衛生講習会の開催
食品衛生思想の普及向上をめざして保健所と共に業界向け講習会・食品衛生責任者講習会を開催しました。特に責任者講習未受講の方は本年も定期的に行いますので必ず受講して下さい。

四、検便の実施
食中毒、赤痢発生予防の一環として、給食関係者、仕出し、旅館等の食品取扱者の検便を行いました。

五、優良店舗の表彰
食品衛生優良施設として三十五施設が保健所長の表彰を受けられ、その内の二施設が日食協会長の表彰を受けられました。

会員の皆様明けましておめでとうございます。

新春を迎えると同時に本年であります事を、お祈りいたします。

昨年当支所で行なった主な事業内容は次

のとおりです。

二、衛生講習会
食中毒防止月間行事として衛生思想の普及向上をめざし、「食品の衛生的取扱い」「食中毒防止」と題して、日本ハム神戸営業所、レストンバーグ・ユーハイム・コンベクトの従業員を対象に「フード・球菌による食中毒防止と題して、京都府立医科大学名譽教授、菅沼博士を招き八月五日実施、また、ふぐ中毒防止について徹底を期するため、支所独自でふぐ取扱業者に対し十一月十五日実施しました。

「年末食品の取扱いについて」をめざして保健所と共に実施しました。

三、衛生講習会の開催
神戸支所が主催で実施した各種講習会に積極的に参

加して、支所独自でふぐ取扱業者に対し十一月十五日実施しました。

四、第十四回定時総会の開催
五月二十日、北京楼にお

いて「婦人会員を対象に実施しました。

五、研修会の開催
十二月七日、二月十七日、六月二十六日、七月二十八日

十一月二十四日、例年行なっておりました食品工場等の見学会を変更して、万波所長を招き「健康について」と題して講演会を行いました。

三、食品衛生責任者講習会の実施
三、指導検査及検便等の実施
三、食品衛生責任者講習会の実施

等の見学会を変更して、万波所長を招き「健

康について」と題して講演会を行いました。

三、食品衛生指導員の活躍

当支所関係の指導員は新

たに資格を得られた二十一名を加え、三十八名になりました。

指導員の方々は業務多端折柄七月二十三日の支部研修及び八月三日の支所研修を修えられ、夏期食品、年末食品の取締期間を中心

に活発な活動を続け、自主管理の実をあげております。

兵庫区の食品衛生優良施設審査会が三月三日を開催され、てつかり明石屋他三

施設が優良施設と決定し、三月二十八日保健所長表彰を受賞されました。

四、優良施設の表彰

兵庫区の食品衛生優良施設審査会が三月三日を開催され、てつかり明石屋他三

施設が優良施設と決定し、三月二十八日保健所長表彰を受賞されました。

五、食品衛生指導員の活動

指導員十七名は夏期及び年末を中心に活発な指導事務を推進し、自主管理の成

果をあげました。

六、あっせん事業

皆さんのお店で万が一、

赤痢の集団発生、食中毒防止対策として給食関係者、旅館、仕出し屋関係施設内の汚染調査を実施し衛生指導を行なってきました。

三、食品衛生指導員活動

衛生害虫駆除の啓蒙普及に努め、殺虫薬剤のあっせんを行なってきました。

四、食品衛生の日」の充実化

昨年も消費者代表、業者代表(食品衛生指導員を含む)、区消費生活相談員、保健所職員により区内小売市場・スーパー等の巡回監視を行い食品衛生の啓蒙に努めてきました。

五、食品衛生指導員の活動

指導員十七名は夏期及び年末を中心に活発な指導事務を推進し、自主管理の成

果をあげました。

六、その他の事業

ボスター、リフレット等の会員への配布や、温度管

計、消毒液等の頒布等食品衛生の啓蒙に努力しました。

七、長田支部

昨年は神食協、衛生局、保健所との連絡協調を図りながら次のような諸事業を行なってきました。

一、「食品衛生の日」の充実化

昨年も消費者代表、業者代表(食品衛生指導員を含む)、区消費生活相談員、保健所職員により区内小売

市場・スーパー等の巡回監視を行い食品衛生の啓蒙に努めてきました。

二、優良店舗の表彰

兵庫県の「手洗いを見直そ

う」、「冷蔵庫の温度管

計」による指導員自主研修

三、食品衛生指導員の活躍

当支所関係の指導員は新

たに資格を得られた二十一

名を加え、三十八名になりました。

指導員の方々は業務多端

折柄七月二十三日の支部研修及び八月三日の支所研修を修えられ、夏期食品、年末食品の取締期間を中心

に活発な活動を続け、自主管理の実をあげております。

兵庫区の食品衛生優良施設審査会が三月三日を開催され、てつかり明石屋他三

施設が優良施設と決定し、三月二十八日保健所長表彰を受賞されました。

四、食品衛生責任者講習会の開催

当支所では、責任者対象

なった昨年十二月より、地

下街の環境衛生実態調査を

に加えて、夏期および年末定期総会を開催、昭和五十年度決算、昭和五十二年事業計画等の審議、役員改選にともなって全員留任

に決定しました。

二、衛生講習会

昭和五十二年六月十六日

金龍閣において、第十三回定期総会を開催、昭和五十年度事業計画等の審議、役員改選にともなって全員留任

に決定しました。

三、優良施設の表彰

三月十七日、生田公会堂

において、食品衛生優良施設(三十七施設)が、保健

所長の表彰を受けられました。

四、第十四回定時総会の開催

五月二十日、北京楼にお

いて「婦人会員を対象に実施しました。

五、研修会の開催

十二月七日、二月十七日、六月二十六日、七月二十八日

十一月二十四日、例年行なっておりました食品工場等の見学会を変更して、万

波所長を招き「健康について」と題して講演会を行なってきました。

三、衛生講習会の開催

食品衛生思想の普及向上をめざして保健所と共に業界向け講習会・食品衛生

責任者講習会を開催しました。特に責任者講習未受講の方は本年も定期的に行いますので必ず受講して下さい。

四、検便の実施

食中毒、赤痢発生予防の一環として、給食関係者、仕出し、旅館等の食品取扱者の検便を行いました。

五、優良店舗の表彰

食品衛生優良施設として三十五施設が保健所長の表

彰を受けられ、その内の二施設が日食協会長の表彰を

受けられました。

会員の皆様明けましておめでとうございます。

新春を迎えると同時に本年であります事を、お祈りいたします。

昨年当支所で行なった主な事業内容は次

のとおりです。

二、衛生講習会

昭和五十二年六月十六日

金龍閣において、第十三回定期総会を開催、昭和五十年度事業計画等の審議、役員改選にともなって全員留任

に決定しました。

三、優良施設の表彰

三月十七日、生田公会堂

において、食品衛生優良施設(三十七施設)が、保健

所長の表彰を受けられました。

四、第十四回定時総会の開催

五月二十日、北京楼にお

いて「婦人会員を対象に実施しました。

五、研修会の開催

十二月七日、二月十七日、六月二十六日、七月二十八日

十一月二十四日、例年行なっておりました食品工場等の見学会を変更して、万

波所長を招き「健康について」と題して講演会を行なってきました。

三、衛生講習会の開催

食品衛生思想の普及向上をめざして保健所と共に業界向け講習会・食品衛生

責任者講習会を開催しました。特に責任者講習未受講の方は本年も定期的に行いますので必ず受講して下さい。

四、検便の実施

食中毒、赤痢発生予防の一環として、給食関係者、仕出し、旅館等の食品取扱者の検便を行いました。

五、優良店舗の表彰

食品衛生優良施設として三十五施設が保健所長の表

彰を受けられ、その内の二施設が日食協会長の表彰を

受けられました。

会員の皆様明けましておめでとうございます。

新春を迎えると同時に本年であります事を、お祈りいたします。

昨年当支所で行なった主な事業内容は次

のとおりです。

二、衛生講習会

昭和五十二年六月十六日

金龍閣において、第十三回定期総会を開催、昭和五十年度事業計画等の審議、役員改選にともなって全員留任

に決定しました。

三、優良施設の表彰

三月十七日、生田公会堂

において、食品衛生優良施設(三十七施設)が、保健

所長の表彰を受けられました。

四、第十四回定時総会の開催

五月二十日、北京楼にお

いて「婦人会員を対象に実施しました。

五、研修会の開催

十二月七日、二月十七日、六月二十六日、七月二十八日

十一月二十四日、例年行なっておりました食品工場等の見学会を変更して、万

波所長を招き「健康について」と題して講演会を行なってきました。

三、衛生講習会の開催

食品衛生思想の普及向上をめざして保健所と共に業界向け講習会・食品衛生

責任者講習会を開催しました。特に責任者講習未受講の方は本年も定期的に行いますので必ず受講して下さい。

四、検便の実施

食中毒、赤痢発生予防の一環として、給食関係者、仕出し、旅館等の食品取扱者の検便を行いました。

五、優良店舗の表彰

食品衛生優良施設として三十五施設が保健所長の表

彰を受けられ、その内の二施設が日食協会長の表彰を

受けられました。

会員の皆様明けましておめでとうございます。

新春を迎えると同時に本年であります事を、お祈りいたします。

昨年当支所で行なった主な事業内容は次

のとおりです。

二、衛生講習会

昭和五十二年六月十六日

金龍閣において、第十三回定期総会を開催、昭和五十年度事業計画等の審議、役員改選にともなって全員留任

に決定しました。

昭和五十二年

食品衛生法の改正のあらまし

近年、食品の製造加工技術の発展及び食生活の嗜好の変化とともに、多種多様な食品が大量にしかも広域に流通するようになつてきました。

それらのうち特に需要が急増している即席めん類、容器包装詰加圧加熱殺菌食（いわゆる「レトルトパウチ食品」など）について新たに規格基準が定められました。また、昭和五十年四月一日に改正された食肉製品、鯨肉製品の製造基準の一部、ならびに魚肉ねり

製品（「ふぐを取扱う業者は、保健所長にその旨届出を行ふ。」）肝臓（きき）、卵巣（まご）は、ふぐの卵巣

以下で保

てきました。

即席めん類及び容器包装詰加圧加熱殺菌食品の基準は別表のとおりです。

また、塩化ビニール樹脂

の器具又は容器包装につ

いても新たに塩ビモノマー

規格、保存基準、及び表示

の基準は別表のとおりで

す。

また、塩化ビニール樹脂

の器具又は容器包装につ

いても新たに塩ビモノマー

規格、保存基準、及び表示